

入院時食事療養費について

厚生労働大臣が健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）および後期高齢者医療の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）において定める。

今般、食材費等の高騰などを踏まえ、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額のうち食事の提供にかかるものについて、それぞれ所要な改正を厚生労働大臣が行う。

70歳未満の人

区分			標準負担額		
			令和6年5月31日まで		令和6年6月1日から
一般（住民税課税世帯）			1食 460円	⇨	1食 490円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食 210円	⇨	1食 230円
		91日以上	1食 160円	⇨	1食 180円

70歳以上の人

区分			標準負担額		
			令和6年5月31日まで		令和6年6月1日から
一般（住民税課税世帯）			1食 460円	⇨	1食 490円
住民税非課税世帯 （低所得Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食 210円	⇨	1食 230円
		91日以上	1食 160円	⇨	1食 180円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			1食 100円	⇨	1食 110円

入院時生活療養費について

A	医療の必要性の低い者	（平成29年10月1日から）1日につき370円
B	医療の必要性の高い者※1 （指定難病患者は除く）	（平成30年4月1日から）1日につき370円
C	指定難病患者※2	1日につき0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が認めるもの

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

第5条第1項に規定する指定難病の患者

医療法人甲聖会
甲聖会記念病院
令和6年6月1日付け